

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-1-2  
消防防災対策の推進

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

建築住宅課長 大国 博史

電話番号

0852-22-5216

事務事業の名称	建築物等地震対策事業	
目的	(1) 対象	建築物の所有者又は利用者若しくは周辺住民
	(2) 意図	既存建築物の耐震改修を促進し、県民の生命と財産を守る。
事業概要	建築物の耐震化を促進するため、普及啓発活動（県民向け学習会の開催、パンフレットの作成等）、耐震に関する技術者育成、耐震診断・耐震改修等に対する補助を行う。 被災建築物応急危険度判定体制を維持するため、判定士の育成を行う。	

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	公共建築物の耐震化率	目標値		90.0	91.0	92.0	93.0	%
	式・定義	耐震性能を有する公共建築物数/公共建築物総数	取組目標値						
			実績値	88.0	89.6	92.5			
			達成率	-	99.6	101.7	-	-	%
2	指標名		目標値						
	式・定義		取組目標値						
			実績値						
			達成率	-	-	-	-	%	

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	12,802	13,827
うち一般財源 (千円)	11,302	12,321

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	③改善策を検討中
---------------------	----------

## 5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

公共建築物の耐震改修は進んでいるが、民間住宅の耐震化は進んでいない。  
普及啓発のための学習会は、年間23回の実績を上げた。  
木造住宅への耐震診断・耐震改修に対する補助は、全19市町村で制度化されている。補助メニューのうち解体助成については10市町村で制度化されていない。  
緊急輸送路沿いの耐震診断義務付け建築物の耐震診断に対する補助制度が5市町で事業創設されているが、他の市町村では創設されていない。  
被災建築物応急危険度判定士数：H30年度7月末現在 838人（H28：861人）  
平成30年4月に島根県西部地震が、平成30年5月には大阪北部地震等、県内外で大規模な地震が発生し県民の地震防災についての関心が高まっている。

## 6. 成果があったこと（改善されたこと）

県内外で大規模地震が頻発を受けて、普及啓発のための学習会においても参加者の建築物の耐震化への関心の高まりが感じられる。  
木造住宅の耐震診断・耐震改修補助を全市町村で制度化したことと県内外で大規模地震が頻発を受けて、耐震診断の件数が増加傾向にある。

## 7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

### ①困っている「状況」

昭和56年以降に増改築がある場合、木造住宅耐震改修事業助成の対象とならなため要望があっても補助が受けられない。  
緊急輸送路沿いの耐震診断義務付け建築物の耐震診断に対する補助制度が未創設の市町村があるため、要望があっても耐震診断助成が受けられない。

### ②困っている状況が発生している「原因」

県の補助要綱に昭和56年以前を補助対象とすることが規定されており、増改築を補助対象とするには要綱改正が必要。  
市町村に対し、緊急輸送路沿いの耐震診断義務付け建築物の耐震診断に対する補助制度創設に向けた県からの働きかけが不足している。

### ③原因を解消するための「課題」

国の補助制度要綱との整合性を取った上で、関係自治体との調整が必要である。  
市町村に緊急輸送路沿いの耐震診断義務付け建築物の耐震診断に対する補助の必要性等を認識してもらい、制度創設が必要である。

## 8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

県民に地震対策の必要性の理解を深めてもらうために、

- 県民の地震と大震化への理解を深めるため、講師を養成し、市町村でも学習会を開催することで普及啓発のための学習会の回数を増やす。
- 耐震診断・耐震改修の補助の利用を促進するために、
- 補助制度利用者を増やすため、県の耐震改修補助要綱を改正する。
- 緊急輸送路沿いの耐震診断義務付け建築物の耐震診断に対する補助創設に向け市町村に働きかけを行い、制度創設に併せて、所有者向けの説明を市町村と協調して実施する。